

福津市における景観の取組

- H20.3 福津市景観マスタープラン 策定
- H26.4 福津市景観計画・景観条例 施行
- H27.11 福津市屋外広告物条例 施行
- H30.3 第2次福津市都市計画マスタープラン 策定
- R4.10 第2次福津市都市計画マスタープラン 改訂

景観法第9条第2項

景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、市町村都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

同法第9条第8項

前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。

景観計画の改訂フロー

